

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和7年 6月25日 (水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時23分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	高橋委員長、酒井副委員長、橋本・佐藤・中村（岩雄）各委員		
説明員	生活環境・福祉保険・こども未来・病院局小樽市立病院事務各部長 保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、本日は人事異動後初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いいたします。

(説明員紹介)

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、橋本委員、中村岩雄委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について」

○（生活環境）環境課長

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について報告いたします。

お配りしました資料にて御説明させていただきます。

まず、「1 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について」ですが、気候変動適応法の改正により、以下にお示ししました要件を満たす施設を市町村長が指定暑熱避難施設を指定できるようになりました。本市におきましても、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止することを目的に、令和7年度から民間施設や市有施設をクーリングシェルターとして指定し、運用を開始いたします。

なお、設置の要件につきましては、気候変動適応法などで定められており、要件①適当な冷房設備を有すること、要件②熱中症特別警戒情報が発表された際において、開放可能日時において無料で開放できること、要件③受入可能人数が滞在するための空間が適切に確保されていることとなっております。

次に、「2 運用期間」ですが、本年7月1日から9月30日の期間で、この運用期間中は下の※で記載させていただきましたが、小樽市で指定しているクーリングシェルターは、民間事業者様の御協力をいただき、熱中症特別警戒情報の発表の有無に関わらず、利用可能とするものです。

次に、「3 指定施設（予定）」ですが、令和7年6月23日現在になりますが、資料2枚目の別紙施設一覧（予定）のとおり18施設となっております。

資料の1枚目に戻りますが、施設一覧に記載しました利用可能人数は、各施設の利用場所に設置している最大座席数で、施設の利用状況等によっては、座席が利用できない場合があること、座席数には限りがあるため、譲り合って御利用いただくことを周知いたします。

また、原則として指定した施設には、国が定めたクーリングシェルター・マークを掲載した案内表示を掲示いたします。

次に、「4 主な利用方法・注意事項」ですが、施設の利用は無料で予約などは不要といたします。

また、クーリングシェルターは、「過度に冷房を稼働させる施設ではない」ので、施設の通常の空調管理のもと冷房を稼働させており、外気温等によって冷房が稼働していない場合がございます。

また、飲み物の支給はないほか、御利用に当たっては、各施設のルールを守っていただき、他の利用者の御迷惑になる行為はお控えくださいなどを利用方法・注意事項といたします。

次に、「5 御協力いただける民間施設等の募集」で、事業者向けとしまして、今後クーリングシェルターの趣旨を御理解いただき、御賛同・御協力いただける民間施設等を随時募集するものです。

最後に、「6 周知方法」ですが、本件につきましては、市のホームページ、SNS、広報おたる、町内会の回覧板、報道依頼などで周知を図ってまいります。

**○委員長**

「手術支援ロボット導入に係る進捗状況について」

**○（病院）経営企画課長**

昨年度、操作体験会を開催いたしました手術支援ロボット導入に係る進捗状況について御報告いたします。

手術支援ロボットにつきましては、ダヴィンチXi及びhinotoriの2機種について、導入に係る提案を受け、院内の委員会において比較検討した結果、ダヴィンチXiを選定することに決定し、当院理事会においても承認しております。

その後、令和7年6月10日に指名競争入札を行い、株式会社竹山と契約を締結いたしました。

なお、納品は同年6月28日の予定となっております。

今後は、医師及び関係スタッフのトレーニングが必要となりますので、まずはeラーニングを行い、7月以降は実機を使用した基本操作トレーニングを受け、8月下旬にダヴィンチXiを用いた初めての外科手術を行う予定となっております。

**○委員長**

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第6号について」

「議案第7号について」

**○（こども未来）子育て支援課長**

議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例は、リンク方式を採用しておりまして、引用する基準内閣府令が一部改正されたことから、改正後の基準府令のとおり適用するため、本条例の一部改正を行うものです。

引用する基準府令の改正内容としましては、特定地域型事業は、ゼロ歳から2歳児を対象とした利用定員数が20名までの小規模な事業であることから、保育内容支援、代替保育、卒園後の受皿となるなどの連携協力を行う認可保育所、幼稚園または認定子ども園を確保しなければならないとされておりますが、その確保が困難である場合に市町村が、連携がなくても必要な適切な支援ができると認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができる措置を基準府令施行の平成27年度から10年間経過措置として定めており、令和6年度末をもってその経過措置の期限となることから、今回の改正により15年間期限を延長することとしたものです。

また、連携協力の事項ごとに連携施設を確保しないことができる要件の拡充も行われたものです。

施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例もリンク方式を採用しておりまして、引用する基準内閣府令が一部改正されたことから、改正後の基準府令のとおり適用するため、本条例の一部改正を行うものです。

引用する基準府令の改正内容としましては、家庭的保育事業等とは、先ほど説明した特定地域型事業と同様の施設類型を指し、改正の内容についても同様のものです。

今回改正の二つの条例につきましては、改正内容について同様であります。それぞれの基準府令の根拠となる法が特定教育・保育施設及び特定地域型事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については子ども・子育て支援法、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準については児童福祉法となっております。

れでリンク条例を制定することとされているものです。

施行期日は公布の日としております。

**○委員長**

「議案第8号について」

**○（保健所）生活衛生課長**

議案第8号小樽市旅館業法施行条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

改正の要旨としましては、旅館業の営業の許可に際して考慮すべき周辺施設の対象を拡大するとともに、所要の改正を行うものです。

次に、改正の背景について説明をさせていただきます。

旅館業法では、旅館や簡易宿所など旅館業の許可等の申請に係る施設の設置場所が条例で定める社会教育施設等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、保健所長は許可を与えないことができるとされています。

また、当該区域内において旅館業の許可等を与える場合には、保健所長は当該施設の設置者等の意見を求めなければならないとされています。

北海道の旅館業法施行条例が令和7年3月31日に改正され、同年7月1日から道立保健所において旅館業の営業の許可等に際して考慮すべき周辺施設の対象が拡大されたことに伴い、本市も同様の改正を行うものです。

続きまして、改正内容についてです。

最初に、博物館に相当する施設の対象拡大についてです。旅館業の営業の許可等に際して、考慮すべき周辺施設として想定している博物館に相当する施設につきまして、これまで文部科学大臣及び都道府県の教育委員会が博物館に想定する施設として指定したものを対象としていましたが、これに指定都市、札幌市が指定したものを追加するものでございます。

現在、札幌市が指定する博物館に相当する施設は、札幌芸術の森美術館、本郷新記念札幌彫刻美術館の2施設であり、本市の市域境界から100メートルの区域内に所在する博物館相当施設はありません。所要の改正としまして、改正に伴う文言の整理をいたしました。

施行期日についてです。施行期日につきましては、公布の日からとしております。

**○委員長**

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

**○委員長**

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、公明党、自民党、みらい、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

公明党。

---

**○橋本委員**

**◎若者のヘルスリテラシーについて**

最初に、若者のヘルスリテラシーについて御質問いたします。

今定例会でも、令和7年度以降のHPVワクチンの勧奨やプレコンセプションケアなどの必要性について確認できたと思っております。

特に、HPVワクチンに関しては、なかなかいろいろ根深いものもあって、非常に高い壁だということも感じているところなのです。やはりヘルスリテラシーをしっかり学んでいく必要があるということが、今回、質問の中で

も確認できたと思っています。

このプレコンセプションケアに関しては、まずはホームページへの掲載を前向きに検討していただけるという御答弁もいただきましたので、かなり壮大な概念ではありますけれども、しっかり若い方に届くような工夫も研究していただけたらと思ひまして、今日はそういった質問をしたいと思ひます。

10歳代の若者がヘルスリテラシーを学ぶのは、基本的には、例えば学生であれば学校の授業などがあるかと思ひます。私には、授業の内容というのは、詳しくは分かりませんが、さらに、我が事として捉えるようにするには、若者がもっとアクセスしやすい方法や知識が行動につながる方法、気づいたら学んでいたという仕組みの検討が必要ではないかと思ひているいろいろ調べてみました。

例えば、仮に通学途中に目にするヘルスリテラシー掲示板のようなものが駅や学校などにあったとして、こういった視認性の高いデザインで情報発信すること、やはりSNSを使って短くて見やすい動画など、恐らくT i k T o kみたいなものなのかと思ひます。テーマも生理やメンタルヘルス、依存症予防などのテーマでそういった動画配信をするなどの方法について見解をお示しください。

#### ○（保健所）次長

今お話がありました、ふだんの生活の中で自然と目に入る掲示板ですとか、SNSなどのメッセージ性の高い方法での情報発信は、今、チラシや冊子等をあまり見ないと言われている若い世代の方々に対しては効果的ではないかとは認識しております。

#### ○橋本委員

以前、HPVワクチンの啓発に関して質問した際に紹介した事例で、高校生がどのようにしたら自分たちの世代に正しい情報を伝えられるのかを自ら高校生が考えて行ったSNSを使った方法のほかに、生理用のナプキンにHPVワクチンのチラシを入れて配布するというのがあって、一度紹介したことがあります。

そのときも話したと思うのですが、このティッシュではなく生理用品に入れるところも、また必ず手に取ってもらえるような工夫だったのかと、ここがまた柔軟な発想だったとも感じました。

この同世代からの発信が非常に説得力や共感を生みやすいのではないかと思ひますが、見解をお示しください。

#### ○（保健所）次長

女性特有の健康問題ですとか、性にまつわる悩みなどにつきましては、大人ですとか専門家から話を聞くという事は、やはり恥ずかしさや抵抗感を持つという方も一定数いると思ひしております。

同じ立場の若者が、自分の言葉であったり自然体で語ることで、情報がよりリアルに響きまして、自分事の問題として捉えることができますので、行動変容につながりやすいのではないかと考えております。

#### ○橋本委員

この場合に、最初にこういった活動を仮にしてもらう若者を育てないといけないかと思ひまして、ロールモデルやリーダーの育成などを考えると、例えば保健室の協力や、保健委員とかをやっている方とか、学生のボランティア活動している方などが中心になってワークショップを企画したり、あとは、先ほども言いましたが、生理とか睡眠、スマートフォン依存、メンタルなど身近なテーマから入っていくというのもまた一つかと思ひます。

女性に偏ったような質問になっているのですが、当然これは男女に関わることではあるのですが、例えば、このロールモデル、リーダーが育成されて、その子供たちがまた下の世代へ伝えていき、その子供たちがまたリーダーに育っていくみたいな好循環を生むような仕組みであれば、さらに理想的だと思ひます。

申し上げたように、ヘルスリテラシーは男女ともに学ぶべきことではあるのですが、例えば女性に特化したものとしては、フェムテックというものが普及していくと、これはこれで非常に効果的なアプローチと考えております。このフェムテックについて御説明ください。

○（保健所）次長

フェムテックでございますが、女性が感じている健康上やライフスタイルの悩みをテクノロジーの力で解決する商品ですとかサービスの総称とされております。

女性、フィメールとテクノロジーを掛け合わせた言葉とされまして、例えば生理ですとか不妊、更年期障害などの問題解消につながるような商品・サービスを指しております、近年、様々な企業などでフェムテックを活用した取組が進んでいることは承知しております。

○橋本委員

生理用ナプキンを無料で配布するディスペンサーのO i T rに関して、私が議員になって初めての委員会で質問した記憶があるのですが、無料で設置してデジタルサイネージで利用した広告収入により無料で生理用のナプキンが配布できるというよく考えられた仕組みで、設置した場合は多分、電気代ぐらいしかかからないのかというのがあります。

女性の健康課題をテクノロジーで解決する製品・サービス、こういったものを学校や大学、公共施設で触れることができれば、もっと学びにつながっていくだろうと思います。

このようなI o T、またアプリなどのこういった技術などを活用して、ぜひヘルスリテラシーを学ぶ機会もつくっていったらと思うのですが、その辺の見解をお聞きます。

○（保健所）次長

保健所といたしましては、昨年12月からウイングベイ小樽の4階に移転しておりまして、今後、4階の行政フロア全体に整備する予定のデジタルサイネージにおいて、がん検診の重要性ですとか予防接種などの情報の発信を行っていく予定でございます。

また、このほかに、今年度からLINEアプリを用いまして、北海道済生会が運営するヘルスケア事業のウイングベイウォーキングと連動した健康ポイント事業を始めております。

御質問のヘルスリテラシーにおいて、アプリやI o Tの活用でございますが、これらの技術全般は多様な情報をリアルタイムで収集、分析して、皆さんが適切な判断を行うことにもつながってまいりますので、今後ますます重要性が高まっていくものと考えているところであります。

◎ユニバーサルシートについて

次に、ユニバーサルシートについてお伺いいたします。

この多目的トイレに設置するユニバーサルシートですが、どのようなものなのか説明ください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

主に多目的トイレに設置されまして、障害のある方や高齢者のオムツ交換等に利用されるほか、子供の着替えなど、多くの方が多目的に利用できる大人も横になれる大型のシートのことでございます。

○橋本委員

一般的に、多目的トイレには赤ちゃん用のオムツ替えシートが設置されているところもあって、本庁舎1階トイレにもあります。

赤ちゃん用のシートの使用対象月齢は大体何歳になるのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

一般的には2歳くらいまでの利用のものが多いということで認識しております。

○橋本委員

もしかしたら、今は大きな子供だと、2歳でも使えない方もいるかもしれません。

赤ちゃんの場合、1歳児ぐらいからトイレトレーニングを始める子供がいたり、そうになると、立ったままパンツ型の紙おむつを交換する場合もあったりして、その場合、オムツシートは宙に浮いた状態で結構危ないので、着替

え台というものがあれば着替え台を出して、その上でする方もいます。

着替え台が必ずあるとは限らないのですけれども、そういった状況で、実際ここぐらいまではいろいろな多目的トイレには設置しているところがあって、私もいろいろ確認することができました。ただ、紙おむつをする年齢の方は様々いらっちゃって、今おっしゃっていただいたように、高齢者の方や障害者の方なども使われる可能性があります。例えば3歳の子供で障害があり、寝ながらではないと紙おむつが交換できないみたいな、年齢が低くてもそういった子供がいらっちゃった場合は赤ちゃんのシートを無理やり使うと大変危険である、そういった方が床に自分で持っていたシートを敷いてされる方もいるというのは聞いたことがあります。

非常に、そうなると衛生面ですとか、トイレにシートを直接敷くというのが、私も聞いてびっくりだったのですが、今後は、みんな年齢が高くなって、高齢者の方もオムツをしながら出かけるなどという方もどんどん増えていく可能性もあるかと思うのですが、高齢者や障害者の外出の支援としてこういったものがどんどん必要になるのではないかと思います。

現在、市内で設置されている施設はありますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

把握している範囲になりますが、市内ではJR小樽駅とウイングベイ小樽の済生会ビレッジの奥のトイレの2か所に設置されてございます。

○橋本委員

神奈川県では、ユニバーサルシートの設置に県を挙げて取り組んでいます。この概要について御説明ください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

神奈川県におきましては、県全体でユニバーサルシートの設置を進めており、ユニバーサルシートを設置した場合は、電子申請システムにより届け出して、それを受け付け、一覧表にして設置している施設名、利用可能時間などをホームページで公表しております。

○橋本委員

一覧表を見ますと、県で取り組んでいるので相当膨大な数で、だっと出ていたのも見たのですが、県を挙げてやるということは、何かそういった条例とかがあってしっかり取り組もうと前向きにやっているのだらうと思います。

遅れてしまいましたが、本市では、今後、体育館の整備がされるということで、ホームページでこのユニバーサルシートと検索すると、小樽市総合体育館基本構想（案）のパブリックコメントに希望する声というのが1件だけ引かかりました。

実際にこのパブリックコメントに書いている方がいるということは、困っている方がいるのだらうと、実際にその方はどのように対応しているのかと考えて、大変なのだらう、困っている人がいるのだというのを確認する作業となりました。

ユニバーサルシートは、その名のとおり、誰かのためではなくて、みんなのための設備で、小さな子供連れの家族、高齢者、障害者、けがをしている人、あるいは将来、実際に自分が使うかもしれないといった設備なのだというのは改めて学びました。

単なる設備だけというだけではなくて、行ける場所があるのではなくて、行きたいところに行けるような、そういう社会につながる非常によいきっかけになる存在なのだと併せて学びました。

このユニバーサルシートを設置することは、オムツを使用した高齢者や介助が必要な方の外出の機会を増やす効果があると思うのですが、その辺に対して御見解をお聞きます。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

介護の必要な方のオムツ交換や医療的ケアの提供で不便を感じていた方が、ユニバーサルシートを利用できるようになることになりまますから、障害者や高齢者等の社会参加を支援する上で重要な設備の一つと考えてございます。

○橋本委員

◎軟骨伝導イヤホンについて

次に、軟骨伝導イヤホンについてお聞きいたします。

今定例会の予算特別委員会でも高野議員から質問がありました。軟骨伝導イヤホンの市役所窓口への設置に関してお聞きします。

私も過去2回質問しておりまして、同じ質問をお聞きしないようにしたいとは思っているのですが、令和5年第4回定例会では、ある程度実態を把握してみたいとあって、令和6年第4回定例会では、各職場単位で各係宛でのアンケートを取ったというのと、試験的に1台、主に福祉の窓口で使用した実態があるという御答弁をいただいております。

本当にいろいろ検討していただいて、アンケートを取っていただいたり、実際に設置してみteいただいたということですので感謝いたしております。

それが、先日の高野議員の答弁で、ほとんど使われなかったという残念な結果との答弁がありました。

初めに、ヒアリングフレイルが与える様々な影響に関して簡単に御説明ください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

ヒアリングフレイルにつきましてですが、聴力低下による体の衰えのことをいいますが、聴力低下によりまして、コミュニケーションが困難になることで、社会的孤立や、心理的ストレスを引き起こしたり、また長期間放置することで心身の衰えが進むことがあると言われております。

○橋本委員

こういった聞こえの不便さというのは非常にストレスがあると、本人も気がつかないうちにストレスを感じて、それが何か認知症につながってしまうと、私も過去にそういった質問の中でも説明しました。

試験的に行われた調査では、どの部署でどの窓口で、そしてどのぐらいの期間に置かれていましたでしょうか。あと、アンケートの内容で分かるものがあれば、結果を御説明ください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

令和6年1月に窓口職場に対して高齢者の来所状況や、聞こえに対する困難の頻度などを調査しまして、その結果、頻度の高かったところの福祉保険部の障害福祉グループをはじめとする福祉総合相談室の各窓口や、後期高齢者医療係などに数か月程度ずつの期間で置いておりました。

使用の結果なのですが、利用につながった実態がないものですから、事後のアンケートなどについては特段行っておりません。

○橋本委員

実際に、どのぐらいの自治体が役所の窓口を設置しているかの実数を調べるのは大変難しいかと思いますが、昨年、私が質問した時点では、銀行など民間企業も含めて大体250か所あるのではないかという資料もあって、私が調べたら、その後、1年間で大体30か所以上は確認できたのです。新聞の記事を1個1個拾っていったので、そこに出ているものだけなので、きっとそれ以上にあったのではないかとはいえます。

それ以降も増えてきていることがあるのですが、これほど全国的に設置している自治体も増える中で、本市でなかなか、1回だけでほとんど使われなかったというのはどうしてなのかと思ったのです。

その辺の理由がどこにあったのかが分かるものがあれば、簡単でいいので、御説明ください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

日常的な窓口対応において、聞こえに不安のある方につきましては、職員で大きな声でゆっくり丁寧にお話ししたり、お相手に合わせた対応を日常的に行っております。

そういう日常的な対応でおおむね手続が進んでしまうこと、あるいは御本人自身が耳の聞こえに対して不安をそ

こまで感じていないような事実があること、また、眼鏡のように軟骨伝導イヤホンを使っていらっしゃる方自体が少ないから、そういう窓口での要望につながってきていない、いろいろな理由があるものと考えております。

**○橋本委員**

眼鏡のように皆さんが使うものがあれば、自然に眼鏡が置いてあったら使ってもらえるということは、全くそのとおりだと思います。

個々に丁寧に御対応してくださっているのは当然ながら理解はしてはしまして、窓口の方も一生懸命に御対応いただいているのを私も何度も見ております。

前回、質問の中で利用している東京都北区の窓口の方の話として、相談する際に聞こえにくいと、何度も同じ話を繰り返すという方には、これを使ってみてはどうですかと声をかける、そういった中でも、都会でも利用者は週に大体1回だということです。

今おっしゃっていただきましたけれども、難聴者は、自身が難聴であることに気づいていないという方も多し、自ら、集音器はないですかなどと言う方はなかなかいないのかと思います。

今ここではしませんけれども、昨年、私が経験した年金の窓口の話をしました。非常に簡単に言うとその場で年金の金額を大きな声で説明されて、本人は喜んで帰っているし、一生懸命に説明してくださっているのも理解して、決して苦情ではないのですが、そういうことにたまたま出くわして、こういうことなのだと思った経験があります。

高齢者に対して、個人情報やり取りをする際に気をつけていることなど、先ほども個々に合わせてという話もありましたが、何か具体的にあれば御説明ください。

**○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹**

窓口での対応におきまして、周囲の方に聞かれたくないと思われる内容につきましては、声に出さずに指さしを確認するか、筆談にして対応するなどお相手に合わせた対応を配慮しております。

**○橋本委員**

私たちの会派では、補聴器への助成なども必要と考えてはしまして、要望も出しているのですが、その立場は決して変わらないのですが、別の話で、以前、医療用のウィッグも大変高額なので、この辺の助成もしていただけないだろうかという質問もしています。これに関して、これももちろん必要だという立場は変わらないのですが、ある先輩から、最近はおしゃれ用のウィッグで使う方も増えてきているのですと、実はお聞かせいただきました。

こういった高額のもの、補聴器も高額なもの、ウィッグも高額なものもあるし、そういった補完できるようなもの、おしゃれをしたいと思う方がおしゃれ用のウィッグを使うなど様々な選択肢が増えることはすごくいいことだと思います。

そういった観点から、この補聴器のような性能の高い高額なもの、最新の技術を使ったものというのが、ある意味でいろいろなものを補完するようなものに選択肢として幅が広がることは、今後、高齢者が生活の中で足りないものを補完していく、例えば立ったり座ったりが大変な人が、アレクサに電気を消してと言うと、電気消してもらおうような、そういったいろいろなデジタル技術をどんどん生活に取り入れていけるようになると非常にいいなと。最初はきつと使いづらい部分もあると思うのですが、そういった最新の技術を日常で使ってもらえるような、そういった市になるといいという思いもあって質問しておりました。

これは違う部署になるかと思うのですが、今、本市でも高齢者向けのスマートフォンの教室などもしています。それは使い方、またデジタルを学ぶほかに、家から外に出る、人とコミュニケーションを取ることがフレイル予防の側面もあるといった重要性もあるという取組になっていると思います。

御答弁いただいたように、ヒアリングフレイルには認知症を招くような要因もたくさんある、高齢者の生活こそどんどんデジタルの技術で足りないところを補っていく、今後そういった必要性が高まっていくのかと思っていま

す。そのような意味で、軟骨伝導イヤホンというのがそういった技術の入り口には非常に最適だと思っています。

私の母の話をしてみると、今の集音器は、コードもないような耳に差したままタッチで音量を変えたりするのです。もう80歳半ばですから、最初はこんなものは使えないとすごく言っていたのが、デジタルの技術がどんどん進んで、こういうものが使えないと長生きできないみたいな、親子の会話なので結構きつめに言うと、きちんと使えるようになったのです。そういうふうにもいろいろなものを取り入れて、足りないものを補ってどんどん外に出てもらえるようになると思います。

このような意味で、軟骨伝導イヤホンなど、そういった技術の入り口としても最適だと思いますので、高齢者のDXを進めていく上でも非常にアピールできる道具ではないかと思っています。

答えられれば構いませんので、たくさんの人がそもそもそれを知っているというのが大前提ではあると思うのですが、窓口を設置する場合は、例えばどのぐらいの利用者がいると設置効果があるという判断がつくのかをお聞かせください。

#### ○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

今、委員のお話にありましたが、デジタル技術の進歩は、高齢者も含め人々の生活の質を上げる側面はありますので、そういったものを活用していくことは必要かと思っています。ただ、今お話にありました、どのくらいの方の要望があったらというところは抽象的になります。

ただ、一度お試しではありますが、窓口には軟骨伝導イヤホンを置いていることもありますので、積極的な活用になるかは今後の動き次第にはなりますが、そういったものがありますので、御利用くださいといった形での窓口での選択肢の幅を広げるという取組については私どももできると考えております。今の段階では、なかなか何をきっかけにどう増やしていくということまではお答えしづらいということで答弁とさせていただきます。

#### ○橋本委員

今日の私の質問は、皆さん、答弁に非常に困られたことばかりだったかと思っています。とはいえ、何年か先、10年先、20年先の小樽市を見据えて、いろいろな技術をどんどん取り入れて、また若い人たちの力をどんどん使って、よりよいまちになっていただきたいといった意味で、私もこの辺をもう少し勉強しながら議論していきたいと思っています。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

#### ○委員長

自民党に移します。

---

#### ○佐藤委員

##### ◎5歳児健診について

5歳児健診についてお聞きします。

先日、北海道新聞でも取り上げられておりました5歳児健診なのですが、本市でも数年前からこの5歳児健診についての議論が交わされております。

我が自由民主党では、幼稚園の現場からの重要な要望と認識しておりまして、2021年1月に市長宛てに手交させていただいた政策要望書にも5歳児健診の導入のお願いをいたしております。また、今年も市長宛ての主要政策要望書に盛り込み、市長にお渡ししたところでございます。

過去、我が自民党の中村吉宏委員より、代表質問や予算特別委員会でも本市の見解についてお聞きした経緯がご

ございます。その際にいただいた答弁には、600人にセルフチェック表を送付したところ、10名の返信があり、支援センターなどにつないでいるとのことでした。昨年は、450人ほどにアンケート表を送付し、7名の相談を受けたとお聞きしております。

お聞きいたします。

この相談はどのような内容のものが多いのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

相談内容は、落ち着きがない、人の話を聞けない、かんしゃくがあるなどの行動面、情緒面での相談や、滑舌や発音が悪いなどの言語に関する相談などが主なものとなっております。

○佐藤委員

相談内容につきましては、この事業を始めたときから見て、大体同じような相談内容が多いのか、また最近は変わってきているなどの特徴があったらお聞かせください。

○（こども未来）こども家庭課長

令和2年度の事業を開始したときと比べまして、ほぼ同じような内容となっております。

○佐藤委員

それでは、例えばこの健診をスタートし継続していくため、スタッフの確保が必須なのではないかと考えます。本市で5歳児健診を行うとしたら、スタッフはそろっていらっしゃるのか、もし足りていないようであれば、どのように確保するかについてお聞きいたします。

○（こども未来）こども家庭課長

人員体制につきましては、現在精査を行っているところでございます。

もし不足があった場合は、手法はこれからの検討になりますが、確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

やはり人手の確保は、なかなか難しいと思うのです。保健師の問題ですとか、この事業はいろいろな業種の方を集めなければスタートできないと思いますので、ぜひこの確保に努めていただきたいと思っております。

保護者から御相談を受けた場合に、子供本人、それから保護者のフォローアップが必要になるかと思えます。

市の役割としては、どのようなフォローアップを求められると考えられますか。

○（こども未来）こども家庭課長

市の役割といたしましては、保健分野、福祉分野、教育分野との連携を図り、必要な支援つなげられる体制が求められると考えてございます。

○佐藤委員

それでは、そのほか、フォローアップ整備が必要になる関係者について、そして、その関係者に求められる役割についてもお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

関係者に求められる役割といたしましては、保健分野では保健師、心理士による相談、福祉分野では小樽こども発達支援センターなどの発達相談、療育、医療分野では診察、診断、治療、教育分野では環境調整などが考えられるとなっております。

○佐藤委員

今、フォローアップの整備のお話を聞いて、様々な分野で、1人の子供、そしてその保護者もフォローしていくという大切な事業だと思えますので、市の役割というのは非常に大きいのかと感じました。

本市の発達支援センターでは、5歳児健診から発達相談つなげるケースになった子供の受け入れる体制は整っているのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども発達支援センター所長

5歳児健診からこども発達支援センターの発達相談につながるケースでは、速やかに電話等で連絡いたしまして、面談等の日程調整を行って相談対応を行うなど、保護者のニーズに沿いながら、おおむね対応できるものと考えておりますが、今後、相談ケースが増加するなどの状況に応じて、受入体制の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

今、行っているのは、アンケートを保護者に送って、その保護者任せのアンケートの返信だったりなので、これを定期的に健診という形で継続していくと、この相談件数というのはおのずと増えていくのかというのは予想されますので、やはりその辺りも該当した子供と御家族のフォローアップがしっかりとできるように、体制は準備していただきたいと思いますと感じております。

それでは、今は発達支援センターのことについてお尋ねいたしましたが、そのアンケートのチェック表に該当した子供たちが通所する可能性が高い児童発達支援の事業者は小樽市に何社あるのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

未就学児への支援を行う児童発達支援の事業者は、令和7年5月末時点で市内に21社ございます。

○佐藤委員

それでは、今、本市で5歳児健診に該当した子供が通所する事業者は21社あるとお聞きしたのですが、ここには引き受けられる余裕があるのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

市内の児童発達支援事業者には、定員を満たして順番待ちの事業所もあれば、空きがあり、すぐに利用できる事業所もあると聞いております。

利用希望があった場合につきましては、事業所の支援の内容が希望に合致しているのか、それから送迎の有無、支援の内容、住んでいる場所などに応じて、利用希望者と事業者の間で個々に判断して、契約を結んだ上で利用してもらうこととなります。

○佐藤委員

ということは、例えば、他都市でやっているセルフプランなどがあります。小樽市ではセルフプランはまだ取り入れていない気はするのですが、例えば、障害者または障害児の御家族の方がいろいろチェック項目などをつけて、事業者とやり取りして利用の中身だとか、取決めできるということを他都市ではやっていると思うのですが、小樽市では、まだゼロ%という統計を見たことがあります。

そういったものを取り入れていけば、うまく事業者ともマッチングできるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

今おっしゃったとおり、小樽市におきましては基本的には相談支援事業所を通した上で計画を立てて利用するというようになります。

ですので、相談支援事業所に相談して、そちらを通して事業所を探してもらう体制になってございます。

○佐藤委員

セルフプランについてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

本市におきましては、第三者の目を入れて計画を立てることを基本としておりますので、基本的にはセルフプランは導入しない方向で対応させてもらっております。

○佐藤委員

今のところは、それで利用される方と、事業者のマッチングが特に問題なくできているということで間違いはないですか。

今後、この健診を行うことで利用する子供が増えることも予想されるのですが、もし、そういったときの対応策などをお考えなのであれば、お答えいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室岡本主幹

現状におきまして、先ほど答弁申し上げたとおり、順番待ちの事業所もあれば、すぐにでも利用できる事業所もあるということです。

あくまでもそのときの利用される方の御希望に応じてあるかどうかということですので、そこはその時点での判断になるかとは思いますが、特に今何か大きな混乱が生じているということではございません。

○佐藤委員

大きな混乱とかが起きていないのであれば、よかったですと思います。

それでは、この5歳児健診についてなのですが、進捗状況について、いろいろと医療関係と順調に検討が進んでいるとお聞きしております。

本市での5歳児健診の実施についての見解をお聞きいたします。

○（こども未来）こども家庭課長

5歳児健診では、精神発達の状況、言語発達の遅れ、社会性の発達など、集団生活を営む上での必要な行動面の発達を確認する重要な健診であると認識しております。

また、国におきましても出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施を推進しておりますので、本市におきましても令和8年度の開始を目指して検討してまいりたいと考えてございます。

○佐藤委員

令和8年度の新事業として計画されていることをお聞きいたしまして、非常に安心しております。

やはり小樽市に生まれ育った子供たちのために、こういった手厚い支援や、その子供の未来を援助していけるようなまちでありたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎ごみステーションについて

それでは、ごみステーションについてお聞きいたします。

この問題につきましては、過去に何度も議会に上がっております。

令和6年第2回定例会で、自由民主党の中村吉宏議員が、市としてごみステーションの維持、それから設置への積極的な関与と、さらに共助を行いたいのが、限界ある市民生活を見据えた支援を求めました。

その際の迫市長の御答弁の中に、清掃事業所の巡回指導員が各ステーションの確認を取る際に、町内会や地域住民の方から相談を受けているとございました。

清掃事業所が受けている、地域にお住まいの方からの相談内容についてお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

巡回指導員への相談として多いのは、地域外の人が車でごみを持ってきてごみステーションに入れている、それがきちんと分別されていないため収集されない、どうしたらいいのかという相談ですとか、収集日を把握していない人や8時半までに出さない人がいるなどであります。

また、年に数件ですが、町内会でごみステーションの維持が厳しくなっていると相談も寄せられております。

○佐藤委員

いろいろ相談があるのだとお聞きいたしました。

御答弁の中に、戸別収集への変更等で対応しているけれども、ごみステーションが減少することは、収集体制維

持の支障となることが危惧されるので、その維持に向け、支援について今後は検討が必要とおっしゃっておられました。

令和3年度の時点で市内のごみステーションは3,160か所でしたが、現在は何か所あるのか、お聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

ごみステーションの集計は、これまでおおむね3年ごとに行っております。直近では、昨年度、令和6年度に行っておりまして、3,212か所であります。

○佐藤委員

少し増えているのだと感じました。

それでは、戸別収集は何か所あるのか、お聞かせいただきたいと思います。それが増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかについてもお聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

同じ集計であります。戸別収集につきましては5,070か所で増加の傾向でございます。

○佐藤委員

それでは、ごみステーションが約3,200か所で戸別が約5,000か所ということは、約8,300か所のごみ置場があるということで、非常に多く、そして、この作業は大変なものなのではないかと想像されます。

清掃事業所はどのような体制で、どのような業務を行っているのか、お聞かせください。

○（生活環境）清掃事業所長

清掃事業所は、所長以下職員が12名、会計年度任用職員が10名の体制で、市民からの問合せ、それから不適正ごみの指導、ふれあい収集業務、ボランティア収集の対応、搬送業務、不法投棄監視パトロールを行っております。

○佐藤委員

思ったよりも少ない人数で小樽市内を駆け回っているのだと思いました。

ごみステーションに関しまして、町内会などの地域住民によって、これは改設したり補修したり修繕したりするもので、市ではそういった事業は行わないと過去に何度も議会で質疑された答弁でお聞きすることがございます。

ただ、小樽市内全体がもう高齢化が進んでおりまして、さらに町内会に加入する方も減ってきている状況にございます。共生していこうという考えも強いのですけれども、それも非常に難しいというのが現状です。

本市は、今年からごみステーションに関する補助金が増額されました。この要因についてお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ごみ箱の助成金が増えたのは、ごみ箱の購入費用が増加していることや、町内会からの要望もあり、予算を議論した上で、町内会の負担軽減を図るため、増額いたしました。

○佐藤委員

私も町内会の役員をやっておりますので、やはり増額したというのは非常にありがたいと思ひまして、市に感謝しております。

今後さらに高齢化が進むことが想定されております本市におきましては、どのような対応を考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○（生活環境）清掃事業所長

日々のごみの収集業務は委託で行っております。8時半から始まって、16時までに処分場に搬入しなければならないとなっております。

まず、戸別収集が増えることで、今のところ、時間内に収集できなくなる可能性があつて、さらに、昨今の運転士不足のほか、ステーションが戸別になると、作業員が乗車できなくて、業者からは作業員が腰を痛めたり、膝を壊して辞めていくと聞いておりまして、これ以上、業者の負担が増えるのは厳しい状況にあります。

今後、町内会がステーションを維持できなくなっても、そこに出していた人たちがバケツなどを用意して固めて置いてもらったり、高齢でごみをステーションに出せないという方については、ふれあい収集で収集するなどの対応で、できる限り長く現在の収集体制を維持できるよう努めていきたいと考えております。

○佐藤委員

今、聞きまして、やはり観光客も多いですから、市内をきれいに保っていただきたいという願いがあって、私も市民相談を受けることは、ごみだったりということが多いので、いつもごみ減少推進課長にも御答弁いただいたりとか、御相談に乗っていただいているわけなのですが、やはり市民みんなが業者の方と、それから行政とも共生していかないとならないのではないかと思います。

このごみの問題は、やはりどこに行っても議員の皆さんは抱えていると思ひまして、今後も、いろいろとういう課題についての話し合いですとか、御相談させていただいたりということも多いのかと思うのです。そのとき、そのときに、いろいろ課題を解決していきながらも、やはり5年先、10年先なども見据えた対応も一緒に考え、取り組んでいけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

◎陳情第12号あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について

次に、陳情についてお聞きいたします。

今定例会で取り上げられている、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的に運用を求める陳情方です。

過去本市には、各法に違反するような広告を掲げて営業しているあんま、マッサージ指圧、鍼灸柔道整復の店舗があったのか、お聞かせください。もしあるのであれば、そのときにはどのような対応をしてきたのかについても併せてお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

当市保健所管轄でも過去に数件、対応事例がございました。発覚は市民からの通報等によるものでございまして、主な内容は広告看板への法令違反の表現等があったということでございます。

対応としましては、広告の内容を現地にて確認し、当該施術所の担当者には是正指導を行ったものでございます。

○佐藤委員

それでは、現在対応中の案件はあるのか、お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

現在は対応中の案件はございません。

○佐藤委員

本市では、安全にこういった方々が営業できるように今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

---

○中村（岩雄）委員

◎町内会への支援策について

まず、町内会への支援策について伺っていきます。

町内会への支援の在り方については、私もこれまで多方面から質問してまいりました。これまでも小樽市と総連合町会との協議の下に、各町内会に対してもいろいろな支援策が講じられてきていることも承知しておりますが、

町内会の活動を小樽市のホームページから発信することですとか、町内会活動のデジタル化に向けても、町内会単位でのスマートフォン教室への支援も2年目となっております。

一方では、以前から、例えば、町内会長と市との定例連絡会議等で提言として挙げられたものでも、なかなかすぐに実行できないもの、解決できない案件もあろうかと思えます。特に、町内会役員成り手不足については多くの町内会が抱える最大の課題と思えますが、いざ解決策となると、簡単に解消できるものでないことは私も実感しております。

本日はこれらの幾つかの課題について、以前に質問しました内容と重複するところもあるかと思えますが、現時点での進捗、確認も含めてお聞きしていきたいと思えます。

まず、町内会活動のデジタル化の関係についてですけれども、令和6年第4回定例会で今後のデジタル化に向けては、町内会単位のスマートフォン教室のほかには、何か新たな支援策のイメージはあるのでしょうかとお聞きしましたところ、市の答弁では、スマートフォン教室の開催に対する支援は始めたところであり、町内会単位での開催は今後もしばらく継続が必要ではないかと考えている、各町内会では、デジタル化の取組に対して様々な考え方を持っていると思うので、それらの意見を伺いながら、有効な支援策について総連合町会と協議を継続していきたいと考えているという御答弁をいただきました。

これに関連しまして、年1回の先月の総連合町会の総会でも説明されていたようですけれども、今年度、デジタル機器設備導入費用支援補助金というものが新たに出されております。この内容と目的をお示ください。

#### ○（生活環境）角澤主幹

デジタル機器設備導入費用支援補助金につきましては、総連合町会が単位町内会の取組に対して補助するものでございまして、その財源を市が総連合町会に対して補助しているものですが、これまでの総連合町会との意見交換の中で、各町内会から町内会活動に関する情報発信や、情報共有に使用するためのパソコンを整備したいという声があったので、デジタル化に向けた体制づくりの一環とすることを目的としまして、パソコンの購入、Wi-Fiの設置、ホームページ構築に対しまして総連合町会から上限5万円を支援する内容となっております。

#### ○中村（岩雄）委員

次に、各町内会の活動の拠点となる重要な存在であります町内会館についての質問です。

近年では、経年劣化に伴って、会館の老朽化が進んでおります。各町内会でも改修などが必要なところも増えてきていると思えます。

また、最近では電気料金や工事費などの価格が上がっているために、会館の運営管理費用と会館の更新、改修、解体に要する費用の確保が困難という声が幾つかの町内会から出ているとも聞いております。

定期的に行っております町内会長と市との定例連絡会議の中で、提言として挙げられたこともあったと認識しております。

こうしたものの見直しや制度の設置についての今後の考えや予定を伺いますが、まず、現行の町内会館建設等助成金の上限額を見直す予定はありますでしょうか。

#### ○（生活環境）角澤主幹

市内の各町内会館につきましては、年数が経過したところも多く、建物の改修等が必要になっている会館も多いため、課題の一つとして認識してございますけれども、町内会に対する支援策についてはこれまでも総連合町会との意見交換の中で優先順位をつけながら検討していることから、町内会館建設費助成金の上限額の引上げにつきましても意見交換会において協議してまいりたいと考えております。

#### ○中村（岩雄）委員

町内会館の運営に当たりまして、建物自体の管理も重要でありますけれども、トイレの整備、カラオケの機器など設備や機器類の管理も大変重要だと思います。

こうしたものの更新費用への支援については、どのように考えているでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

こちら先ほど答弁いたしましたとおり、町内会館の設備更新についても町内会との意見交換において協議してまいりたいと考えております。

なお、一般財団法人自治総合センターでは、例年、コミュニティ助成事業を行っておりまして、地域活性化のために備品等を整備する場合は対象となることもありますので、町内会への周知方法については、検討してまいりたいとは考えております。

○中村（岩雄）委員

次に、物価高騰に伴って、会館使用の際に発生する電気代、あるいは冷暖房の燃料代なども負担が増えているのだらうと思うのです。こうした光熱水費用への支援については、今後、何か考えていく予定はあるのでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

現在、町内会館保有の町内会に対しましては、単位超過への補助の中に令和6年度から会館の維持に係る経費相当分として1万円を上乗せしているところがございますけれども、物価高騰に対する支援については財源確保が大きな課題でありますので、現時点での対応は難しいものと考えております。

○中村（岩雄）委員

近年では、町内会館の維持管理のみならず、老朽化に対応するための町内会自体の予算も減ってきているところもあると聞いております。今後は、町内会館を廃止したいという町内会も出てくるのではないかと思いますけれども、解体したい場合の助成についてはどのように考えておりますでしょうか。

○（生活環境）角澤主幹

やはり町内会館は、地域のイベントなどの活動拠点として維持していただきたいと思うところがございますので、現時点で解体費用への支援を講じていくことは難しいものと考えております。

○中村（岩雄）委員

現実問題として、うちの町内会でもそういう話が出たことがありますけれども、解体費用もかなりかかります。そうした場合の今後の課題だと思っておりますので、ひとつ御検討方、よろしく願います。

次に、町内会支援員制度についてです。

私は令和4年第2回定例会でも質問したことがあったと思います。その際は、平成19年10月から始まったもので、町内会の自主性と自立性を尊重しつつ、市と市民の協働のまちづくりを推進するために、市の管理職の皆さんが対応する制度として創設されたものであるとの説明がありました。

近年では、この制度も形骸化しておりますことから、抜本的な市職員の支援制度を検討する時期ではないのかと考えております。

この制度の改善、もしくは新たな制度の見直しについてのお考えはありますか、お聞かせください。

○（生活環境）角澤主幹

町内会支援員制度につきましては、管理職が支援員として行政への要望や相談に応じ、イベント活動への応援など町内会と市のパイプ役を担うことを目的として創設されましたが、任命された市の管理職は日中は通常業務がある中での対応が必要なため、負担が大きいこと、それから町内会側からは単なる派遣ではなくて町内会の役員として派遣してほしいなどの要望もあったことがございまして、適任者の選出が困難ななかなか状況になっております。

現時点で、効果的な対応策は、まだなかなかお示しできる状況にございませんが、平成30年度から、少しでも町内会を身近に感じてもらえるようにということで、新規採用者研修において町内会の基礎知識や課題について説明を行いまして、できる範囲で活動に参加する方法もあることを伝えながら、町内会活動への参加を促しているところであります。

○中村（岩雄）委員

町内会を取り巻く課題は大変たくさんあります。時間がかかるものも多いと思いますので、今お聞きしましたようなことも含めて、今後とも引き続き、総連合町会とも協議、連携の下に、支援策を検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎「たるたる支え愛ぷらん」の進捗管理方法と各事業の推進について

次に、たるたる支え愛ぷらんについてです。

まず、たるたる支え愛ぷらんのそもそもについてお尋ねしていきます。

計画策定の背景と趣旨について、もう一度確認させてください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

計画策定の背景と趣旨についてですが、近年、社会的孤立や生活困窮など、制度のはざまにある地域生活課題というものが複雑化・多様化しております。このような課題に対応するために、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えまして、誰もが支え合う地域共生社会の実現に向けた取組が求められているという背景があります。

小樽市の今後の地域福祉の方向性や位置づけ、地域共生社会を実現するための指針として小樽市地域福祉計画を作成するとなっております。

○中村（岩雄）委員

次に、地域福祉とはどのようなものなのかを御説明してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

地域福祉とは、簡単に言いますと、誰もが幸せに暮らすことができる地域をつくることとなります。

○中村（岩雄）委員

次に、この計画の位置づけ、それから計画の期間についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

計画の位置づけについてになりますけれども、小樽市総合計画を上位計画としまして、社会福祉法第107条に基づく市町村の地域福祉計画となっております。この計画につきましても、高齢ですとか介護、障害、子供など各福祉分野の個別計画の上位計画に位置づけられておまして、その他、防災、観光など幅広い他の分野の計画とも連携を図るものとなっております。

さらに、小樽市社会福祉協議会が策定する小樽市地域福祉活動計画と一体的に策定することによりまして、小樽市と小樽市社会福祉協議会、それぞれの役割分担を明確にした上で、総合的な地域福祉の推進を目指すものとなっております。

計画の期間についてですが、小樽市総合計画との調和を図る観点から令和6年から令和10年度までの5年間を計画期間としております。

○中村（岩雄）委員

それでは、この計画の推進に当たって、計画の周知、啓発についてはどうなっていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

地域福祉の推進には、市民をはじめ、事業者や小樽市社会福祉協議会、小樽市などが、その方向性について共通認識を持つ必要があります。そのために、広報おたるや市のホームページをはじめ、様々な媒体や様々な機会を通して、本計画の周知、啓発を行うこととなります。

○中村（岩雄）委員

次に、この計画の進行管理と評価についてのところを少し詳しくお願いいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

計画に基づく取組を効果的かつ継続的に推進していくために、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を行うこととなります。また、計画期間の中間年には取組に対する実績を把握しまして、分析と評価などを行うこととしております。

○中村（岩雄）委員

PDCAサイクルについて、もう少し分かりやすく御説明をお願いします。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

PDCAサイクルについてですが、計画をつくりまして、推進します。振り返りまして、その実態を基に評価して、再度計画につなげていくという循環をするものになります。

○中村（岩雄）委員

そこで、第1期計画の進捗状況について、振り返りとしてお知らせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

第1期計画では、三つの基本目標とそれを柱とする15の施策を設定して取組を行ってまいりました。

一定の進捗があったものもありますが、計画期間がコロナ禍の影響によりまして、活動に制限が生じたこともあって、一部十分に取組むことができなかったものなどがあります。

○中村（岩雄）委員

それでは、計画の基本的な考え方について、たしか1から5まであったのだらうと思うのです。それから、基本目標ごとの取組が1から3、その取組ごとの施策が1から10まであったと思います。これについて簡単に説明をお願いいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

計画の基本的な考え方になりますが、先ほど答弁させていただきました背景から様々な地域課題が複雑化していますというお答えをさせていただきました。

そういった課題に対応するために、第1期計画の方向性をそのまま継続しまして、地域福祉を進めるために基本理念を「「お互いさま」と支え合い、誰もがしあわせを実感できるまち おたる」と第1期で決めました。こちらをそのまま継続して、さらに進めるという形を取りまして、三つの基本目標を柱に、それぞれ10の施策を設定して、先ほどの市民、地域事業者や団体、行政、社会福祉協議会を主体として取り組むという形にしております。

三つの基本目標なのですが、一つ目が「つながりを持てる地域づくり」となっております。地域住民や地域の多様な主体がいろいろなものに参加しまして、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることを目標に政策を三つ設定しております。「多様な主体のつながりづくり」、「市民自らが小樽観光を楽しむための環境づくり」、「地域活動等への参加、推進」を設定しております。

基本目標の二つ目が、「「助けて」と言える地域づくり」という目標を設定しております。困ったときには周りに助けを求め、助けを求められたときには手を貸す、共に支え合う地域をするために施策を四つ設定しております。「困りごとを抱えた方への支援」、「地域で子どもを育てる環境の整備」、「漏れのない相談支援体制づくり」、「権利を擁護する取組の推進」に取り組むことにしております。

三つ目の基本目標が、「安心して暮らせる地域づくり」になります。これは、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、防災対策を含めまして緊急時の備えが欠かせないものになりますので、施策を三つ設定しております。

「生活環境の向上を目指した取組の推進」、「災害時における支え合いの仕組みづくり」、「防犯体制の構築」に取り組むこととしております。

○中村（岩雄）委員

それでは、この進捗管理の方法についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

計画につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、小樽市地域福祉計画と小樽市社会福祉協議会が策定する小樽市地域福祉活動計画を一体的に策定しておりますので、それぞれの計画の策定者であります市と社会福祉協議会が施策ごとの取組状況を関係部署などに調査を行いまして、取りまとめた内容を外部委員から成る小樽市地域福祉計画推進委員会で評価していくこととしております。

○中村（岩雄）委員

小樽市地域福祉計画推進委員会により運営されるということですね。

この組織の構成と、果たす役割についてももう一度確認させてください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

小樽市地域福祉計画推進委員会ですが、市民や学識経験者、市内の福祉関係団体などの外部委員で構成されております。

計画の各取組の進行管理や評価を行うほか、内容によって計画の改善や見直しを行う役割があります。

○中村（岩雄）委員

それでは、第1期計画は3年でした。2期計画は5年となっておりますが、この進捗の管理などに違いはあるのかどうか、この辺をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

第1期計画と第2期計画で進捗管理に大きな違いはありませんが、計画期間が3年から5年になっておりますので、中間年に取組に対する実績把握と分析を行う予定としております。

○中村（岩雄）委員

それでは、主な事業の現状と、今後の予定、見通しなどをお知らせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室太田主幹

第2期計画では、三つの基本目標が定められておりまして、10の政策があるというお話をさせていただきました。

目標ごとに主立ったものをお話しさせていただきますが、一つ目の基本目標、「つながりを持てる地域づくり」におきましては、地域住民同士がつながるための拠点づくりとしての町内会ですとか、地域のサロン活動、地域食堂の活動への支援、ボランティアを含む地域住民と観光客をつなげるための様々なイベントの実施などがあります。

二つ目の基本目標「助けて」と言える地域づくりにおきましては、地域包括支援センターをはじめとする各種相談支援事業の実施や生活困窮者支援のためのフードドライブ、子育て環境の整備などがあります。

三つ目の基本目標「安心して暮らせる地域づくり」におきましては、雪対策ですとか空き家対策を含めまして災害ボランティアなど、災害時の支え合いの仕組みづくりなどがありまして、それぞれ第1期計画よりの継続を基本としております。

これらを含めまして、先ほどの計画の理念を実現するために様々な取組について今後、進めていくこととなります。

○中村（岩雄）委員

大変大切な事業だと思っておりますので、引き続き御努力よろしくお願いたします。

◎新規の健康ポイント事業について

次に、新規の健康ポイント事業については伺っていきます。

済生会小樽病院とのタイアップと聞いておりますけれども、具体的な事業の内容についてお知らせください。

○（保健所）次長

昨年末、保健所がウイングベイ小樽へ移転いたしました。これを契機に、北海道済生会ウエルネスタウン構想のヘルスケア事業、ウイングベイウォーキングの枠組みに加わりまして、市民の健康づくりを官民で相乗的に進め

るものでございまして、本年5月から事業開始しています。

具体的には、対象となる方は市内に居住する20歳以上で、令和7年4月以降に小樽市のがん検診を受診された方となります。

ポイントを獲得するためには、御自身のスマートフォンに北海道済生会が企画運営するウェルネス知恵袋のLINE公式アカウントを友達追加した上で、検診結果とスマートフォンを保健所にお持ちいただきまして、QRコードを読み取ってポイントを付与していくことになります。

がん検診の種類に応じて、ポイントは変わってきます、到達したポイントに応じて、ウイングベイ小樽館内店舗の各種特典や、映画鑑賞券と交換できるものとなっております。

○中村（岩雄）委員

それでは、この事業費についてはどうなっていますか、御説明ください。

○（保健所）次長

本事業の事業費ですが、267万7,000円となっております。

○中村（岩雄）委員

それでは、見込んでいる効果についてはどうですか。

○（保健所）次長

直接的な目的は、もちろんがん検診の受診率向上になるのですが、ウイングベイウォーキングの仕組みに参加することで日常生活におけるウォーキング、歩数の増加が見込まれますので、多くの方に参加していただくことで市民の皆さんの健康づくりの一助になるのではないかと期待しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

期待したいところですが、一定の効果があれば、令和8年度以降も継続していくのかどうか、お聞かせください。

○（保健所）次長

北海道済生会や関係機関、庁内での協議がもちろん必要になるのですが、来年度も継続して実施していきたいと今考えているところであります。

○中村（岩雄）委員

◎がん検診について

次に、がん検診について伺っていきます。

まず、令和6年第3回定例会でもがん検診についてお聞きいたしましたけれども、その際は受診率と計画上の目標値にはまだ開きがあるということでした。昨年の暮れに保健所がウイングベイ小樽に移転しましたけれども、今年、がん検診の受診率向上に新たに取組まれる予定はあるのでしょうか。

○（保健所）次長

新たな取組でございまして、4点ございます。

1点目は、先ほど御質問がありました健康ポイント事業でございまして、

2点目は、今年度から3年間にわたりまして全市民を対象にがん検診の個別勧奨を行うこととしておりまして、本年は22歳から3歳刻みで5月中旬に今年の分、1万6,525名に対してお知らせを郵送したところであります。

3点目は、10歳代から20歳の女性を対象として子宮頸がん、また40歳女性を対象として乳がん検診の無料クーポン券を郵送しておりますが、今年度から、秋頃になりますが、未受診者、受診していない方への再勧奨を行う予定で考えております。

4点目は、これからの話になりますが、民間企業などと連携してウイングベイ小樽の保健所を会場として、がんセミナーなどの開催を検討しているところであります。

○中村（岩雄）委員

今、幾つか取組を挙げてくださいましたが、これらの期待する効果についてはどう見ておりますでしょうか。

○（保健所）次長

先ほど未受診者の再勧奨について説明させていただきましたが、これはコール、リコールの仕組みを取り入れたものでございます。予防接種に関してはHPVワクチンなどで今までこの委員会で御提案いただいております、勧奨、再勧奨ということで、一定の効果があると考えておりますが、今回このがん検診のものでも再勧奨を行いまして、受診の動機づけになって、受診率の向上に結びつくことを期待しているところです。

また、このほかには、北海道済生会ですとか民間企業などと連携していく中で、がん検診に対しての理解が市民の皆さんに深まる、広がることもそうですが、そういったことが進んでいくのではないかと期待しているところがあります。

○中村（岩雄）委員

受診率を上げるためには、さらなる市民周知、あるいは保健所が主導で市内の医療機関、がん診療連携拠点病院でもあります小樽市立病院、市内の公的病院なども含めて、あるいは医師会ともしっかり連携を取りながら、いろいろな事業展開、受診率向上に向けた御努力が必要だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎手術支援ロボット導入に係る進捗状況について

次に、第1回定例会では手術支援用ロボット導入の予算を通したわけですが、その時点ではまだ導入機種は決定されていなかったわけですが、その後、新聞報道等によって機種はダヴィンチXiであると、今、私たちも知らされました。

この手術支援ロボットダヴィンチXiについて何点かお聞きしていきます。

ダヴィンチXiと機種決定をした理由について報告願います。

○（病院）経営企画課長

道内医療機関における導入実績について、本年3月末時点でダヴィンチXiは37病院、43基と最も多いことが挙げられます。また、サポート体制が充実していることや、手術中に使用する鉗子という器具の種類が豊富であることなども決定の理由となりました。

○中村（岩雄）委員

それでは、オプションも含めていいのですが、契約された金額をお聞かせください。

○（病院）経営企画課長

本体及び周辺機器一式で、契約金額は2億9,656万円であります。

○中村（岩雄）委員

次に、ダヴィンチXiの導入によって、病院としてのメリットをどのように考えておりますか、お聞かせください。

○（病院）経営企画課長

ダヴィンチXiを導入することにより、既に操作技術を習得した医師がさらに経験を積むことができるため、安定した医師の確保が期待できます。

また、座って操作することができるため、長時間の手術でも医師の負担を軽減できるということもメリットであると考えております。

○中村（岩雄）委員

それでは、手術を受ける患者にとってのメリットをお聞かせください。

○（病院）経営企画課長

開腹手術などと比べまして、傷口が小さいことから、出血量が少ない手術後の痛みが軽減される、回復が早く早期の社会復帰が可能と言われているほか、従来は難しかった部位の手術が可能になることであると考えております。

○中村（岩雄）委員

最初の報告によりますと、まず、スタートは外科の医師による外科手術という御報告をいただきました。

今後、どのような診療科でダヴィンチXiを使った手術を行う予定になっていますか、お聞かせください。

○（病院）経営企画課長

今後は、婦人科や泌尿器科での手術を予定しております。

○中村（岩雄）委員

私たちも案内をいただいて、この機械の操作を体験させていただきました。本当に素晴らしいものだと思いますが、機械の導入によって、さらに市民にとってのいろいろなメリットが広がっていきますようによろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。

立憲・市民連合に移します。

---

○高橋委員

◎市民と議員の懇談会での御意見に関して

それでは、この5月に行われました市民と議員の懇談会のワークショップで寄せられた御意見の中から質問させていただきたいと思います。

1点目、親の養育の能力の欠乏状態、ヤングケアラー問題、虐待などが起こり得る世の中で、もっと子供を大切にという御要望がありました。

子供を取り巻く複合化した問題に対してどのように取り組むかという点について本市の考えを求めます。

○（こども未来）山谷主幹

保護者の養育能力の欠乏状態やヤングケアラー、児童虐待など子供を取り巻く問題は複雑多様化しており、一つの機関で解決することは困難となっております。

本市では、令和6年4月にこども家庭センターを設置し、妊婦や子供、保護者など支援が必要な方に対しまして、本市の関係部署、児童相談所や警察、学校、保育所、幼稚園、障害福祉サービス提供事業所、民生・児童委員など様々な関係機関と連携協働し、対応することが重要と考えております。

### ○高橋委員

次に、老老介護や8050問題などについて、悲劇を生まないためにもっと行政も積極的に取り組んでほしいという子供分野だけでなく、こちらも複雑化した課題についての御意見がありました。

いわゆる8050問題は、80歳代の高齢の親の収入で50歳代の子供を養うという状態でもあって、ひきこもりの場合があるなど、親亡き後どのように生きていくかが課題として挙げられます。

就労支援など、自立に向けた支援をしていく必要があるのではないかについてお考えをお願いいたします。

### ○（福祉保険）福祉総合相談室岩瀬主幹

8050問題についてですが、事案により課題が異なり、一元的な解決を見いだすことが困難な場合が多く、そのため、令和6年度から本市で事業を開始しております。重層的支援体制整備事業の多機関協働事業におきまして、本市が配置する地域共生コーディネーターが複雑化した事案を引き継ぎまして、就労支援などを含めて、各支援関係機関の役割分担や支援の構成を徹底しまして、事案全体の調整機能の役割を果たしておりますので、個別の事案に応じ、できるだけ相手の希望を聞きながら自立に向けた支援を行っていくことを考えております。

### ○高橋委員

次に、除雪の問題なのですが、御高齢の方の除雪について、福祉除雪の拡充の御要望がありました。

本市における制度活用の現状と、拡充の方針についてお考えを伺います。また、制度拡充が困難であるとしたら、どの点がネックになってくるのかも聞かしてください。

### ○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

福祉除雪の利用状況についてですが、令和6年度に小樽市社会福祉協議会が実施主体であります福祉除雪サービス事業では、延べ203世帯、屋根の雪下ろし助成事業では278世帯が活用したとの報告を受けております。

また、市が実施主体であります置き雪除雪事業につきましては、登録世帯数が148世帯となっております。

こちらの事業につきましては、高齢世帯が多い本市において生活基盤を支える重要な事業であり、継続していく必要があると認識しております。

また、事業実施に当たりましては、課題や次年度に向けての改善点等について福祉除雪運営委員会の場で小樽市社会福祉協議会とも協議を行っております。

今は、1世帯当たりの実施時間の短縮などについて検討を行っているところではありますが、利用回数等につきましては、当面、現行制度を維持していく方針でございます。

制度拡充に当たっての課題ですが、まずは事業費の確保が課題と考えておりますが、特に福祉除雪サービス事業につきましては、ボランティアを含めた人員の確保が課題として出てくると考えております。

### ○高橋委員

次に、いわゆるデジタルディバイド対策と言われるものですが、御意見といたしまして、主はスマートフォンやデジタル活用を促すものの抵抗があるという御意見でございました。

町内会のスマートフォン教室なども行われているけれども、そのスマートフォン教室に参加することもためらわれるということでもあります。対象者を拡大することや、反対に抵抗感のある方への訴求について本市のお考えをお聞かせください。

### ○（生活環境）角澤主幹

令和6年度から総連合町会が行っているスマートフォン教室につきましては、市と総連合町会との意見交換を通じて町内活動のデジタル化を進め、町内役員や会員の負担軽減を図ることを目的としておりまして、具体的には電子回覧板の導入や役員会ができるようにということで、まずは、操作方法を習得するためのものがございます。仮に電子回覧板を導入しても、やはり利用される方が少なければ普及していきませんので、スマートフォンの操作方法をできる方を増やしていくことは必要になってくるかと考えております。

しかしながら、デジタルディバイドの問題がございますので、やはり抵抗のある方にはデジタル化を進めることのメリットを丁寧に説明しまして、少しずつでも町内会活動のデジタル化を進めていくといった必要があるものとは考えてございます。

**○高橋委員**

それでは、民泊に関してです。

観光客の増加に伴い、民泊が増えている現状で、近隣住民から不満や不安の声も出ているということです。

生活安全課に伺いますが、民泊の増加に関連して生活安全課への御相談があれば、内容などもお聞かせください。

**○（生活環境）生活安全課長**

生活安全課への民泊に関連する御相談でございますが、令和6年度で1件、令和7年度の直近で1件、合計2件となります。

その内容と併せて対応について、令和6年度の1件に関しましては、相談者の近隣の民泊施設の関係者が路上駐車をしていることと併せてその道路に関する除雪への相談でございました。結果、相談内容の主な趣旨が除雪でございましたので、道路管理者に対しまして対応を依頼いたしております。

令和7年度の1件に関しましては、相談者の近隣にある民泊施設利用者の車の通行により、相談者の自宅前の道路の状況が悪くなったとのことでありました。こちらは、相談者と民泊施設事業者との間で、これまでもこの件に関する協議等があったとのことでございましたので、民間同士の相談事と判断いたしまして、弁護士への相談等を助言いたしました。

**○高橋委員**

それでは、民泊施設として本来は事業系ごみとして扱われるべきものが、いわゆる路線収集のごみステーションに出されることもあると聞きます。そのため、収集日以外のごみ出しや、分別が不十分であるなどの問題が生じるという懸念もあります。

違反をしている民泊の事業者に対して、ルールの徹底をするべきという課題に対して、市としてどのような対応ができるのか、お聞かせください。

**○（生活環境）ごみ減量推進課長**

民泊に関する苦情、通報につきましては、北海道民泊コールセンターが対応することになっており、北海道へ事業者に対し、指導するようお願いしております。

また、一方で、民泊施設から排出されるごみであることが分かった場合は、市が直接、民泊事業者に事業系ごみの出し方を説明し、回収、処理を指導しております。

**○高橋委員**

本日取り上げさせていただいた内容は、冒頭も申し上げましたとおり、市民の皆さんからいただいた御意見でありまして、加えると、厚生常任委員会の各委員の皆様と意見が一致したものでありますので、ぜひしっかりと受け止めていただきまして、御対応いただければと思います。

また、本日取り上げた以外の御意見につきましても、各部御担当者には情報共有いたしますので、それぞれ御覧いただければと思います。

**○副委員長**

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

**○委員長**

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

---

○酒井委員

◎陳情第12号あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について

陳情第12号あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情方について質問をいたします。

陳情事項では、あんま業、マッサージ業、指圧業、はり業、灸業、もしくは柔道整復業、またはこれらの施術所に関して、広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針、いわゆるあはき・柔整広告ガイドラインが適正かつ積極的に運用されることを求めています。

陳情者は、地域保健法第5条におけるこれらの改善指導を行う権限を有する保健所としています。

では、同法で示している箇所を読み上げてください。

○（保健所）保健総務課長

地域保健法第5条、保健所は、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他政令で定める市又は特別区が、これを設置するとなっております。

○酒井委員

政令で定める市、保健所政令市だからということであります。

同法第6条では、保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うと規定しています。

それでは、第1項から第14項まで読み上げてください。

○（保健所）保健総務課長

第1項、地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項。第2項、人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項。第3項、栄養の改善及び食品衛生に関する事項。第4項、住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境衛生に関する事項。第5項、医事及び薬事に関する事項。第6項、保健師に関する事項。第7項、公共医療事業の向上及び増進に関する事項。第8項、母性及び乳幼児並びに老人保健に関する事項。第9項、歯科保健に関する事項。第10項、精神保健に関する事項。第11項、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項。第12項、感染症その他の疾病の予防に関する事項。第13項、衛生上の試験及び検査に関する事項。第14項、その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項。

○酒井委員

では、その中でどの事項が該当するのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

第5項、医事及び薬事に関する事項の医事に関する事項に該当します。

○酒井委員

陳情者は、地域保健法第5条におけるこれらの改善指導を行う権限を有するとしておりますけれども、本市保健所は広告の改善指導をどのように行いますか。

○（保健所）保健総務課長

本市保健所では、通報等により広告違反の情報を把握した場合には、まず、保健所で当該施術所に対し、現場調査確認を行い、その場で広告違反を発見した場合、開設者等に広告違反の内容を説明の上、改善するよう行政指導を行います。

○酒井委員

医院、診療所、病院、歯科医院の屋外看板と同様に、今回あはき・柔整広告ガイドラインが示されました。ちな

みに、全国各地の保健所で広告の改善指導を行った例を聞いたことはありますか。

○（保健所）保健総務課長

他保健所の個別具体的な改善指導事例は把握しておりません。

○酒井委員

医療広告は、患者等の利用者保護の観点から限定的に認められた事項以外は原則として広告が禁止されてきました。今回のあはき・柔整広告ガイドラインも事実上の規制緩和そのものだと、私は思います。

広告の規制については、厚生労働省が責任を持って運用すべきであり、保健所政令市に負担をかけることになってはならないと思います。本市の所感を伺います。

○（保健所）保健総務課長

本市保健所といたしましては、施術に関する広告の適正化につきまして、政令市保健所として厚生労働省ガイドラインを踏まえ、必要に応じて今後も行政指導や法令遵守の周知、啓発を行っていく必要があるものと考えております。

○酒井委員

◎指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

次に、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について伺います。

令和6年第3回定例会で日本共産党の高野さくら議員は、冷房のある公共施設などを住民に開放するクーリングシェルターを設置することについて質問いたしました。

市長は、市民の健康を守る観点から、本市に適した熱中症対策を推進することは大切なことと考えており、国の動向などを注視しながら有効な対策について検討していきたいと答弁しました。

その後も松井真美子議員も同様の質問をしています。

今回、指定予定となったことに市民の1人として感謝を申し上げたいと思います。

まず、どういった経緯で指定予定となったのか、お示してください。

○（生活環境）環境課長

今回、クーリングシェルターを指定した経緯ですが、気候変動適応法の改正により、適当な冷房設備を有することなどの要件を満たす施設を市町村長がクーリングシェルターに指定できることとなり、市としましても、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するためには必要な取組であると考え、本年度から民間施設や市有施設を指定し、運用を開始することになったものでございます。

○酒井委員

ところで、熱中症特別警戒情報発表の有無にかかわらず利用可能というのは、私はすばらしいことだと思います。

どうして熱中症特別警戒情報発表の有無にかかわらず利用可能としたのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

熱中症特別警戒情報につきましては、令和6年度から国が運用を開始したもので、都道府県内における全ての暑さ指数情報提供地点で、暑さ指数が35以上と予測される場合に、国が都道府県単位で発表するものです。

熱中症特別警戒情報の運用を開始しました令和6年度におきましては、全国におきまして発表されたことがありませんが、この熱中症特別警戒情報が発表されない場合においても、熱中症による健康被害が生じるおそれがあるものと考え、熱中症特別警戒情報発表の有無にかかわらず、7月1日から9月30日までの期間を利用可能とするものでございます。

○酒井委員

御協力いただける民間施設等について随時募集ということでありますけれども、さらに増えることも想定されるということでしょうか。

○（生活環境）環境課長

今回指定させていただきました民間施設など以外から、まだ数は少ないですが、問合せなどもあるほか、市ホームページなどで随時募集に取り組んでまいりますので、市としましても今後も引き続き増やしていきたいと考えております。

○酒井委員

ところで、地域が偏ることは好ましくないと思います。

例えば、私が居住する新光・朝里地区には存在しておりません。先ほど随時募集していくとのことですが、協力をお願いすることもあり得ることを確認してよろしいでしょうか。

○（生活環境）環境課長

クーリングシェルターの指定に関する要件や民間企業の意向などがございますが、市としましても、本取組の趣旨を御理解いただき、1施設でも多く御協力いただけるよう、民間企業の皆様に対しまして働きかけてまいりたいと考えております。

○酒井委員

クーリングシェルター・マークについてであります。

指定した施設には原則として掲示するとのことではありますが、クーリングシェルター・マークの運用についてルールはあるのでしょうか。

○（生活環境）環境課長

環境省が定めたクーリングシェルター・マークの使用規定がございます。

○酒井委員

規定はあるということなのですが、その中で営利を目的としないという形が出されております。営利という部分は、営利企業一般を指すものではないという確認でよろしいでしょうか。

○（生活環境）環境課長

先ほど申しましたクーリングシェルター・マークの使用規定の第3条の中に、クーリングシェルター・マークを使用できないものとして、営利を主たる目的とした場合がありますが、今回クーリングシェルターとして指定させていただきました民間施設につきましては、スーパー等も含まれておりますが、気候変動適応法の趣旨に沿ったものであり、無料で利用可能なスペースを提供いただいておりますので、この営利を主たる目的とした場合に当てはまらないものと解釈しております。

○酒井委員

本州と異なり、クーラーやエアコンのない家も多い北海道で、本市にクーリングシェルターが設置予定なのが画期的だと思います。さらなる拡充を求めます。

◎議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第7号小樽市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

次に、議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第7号小樽市家庭的保育事業等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について質疑いたします。

令和7年第1回定例会でも質疑いたしました。2015年に子ども・子育て支援制度が創設された際、導入された19人以下の小規模保育事業所、5人以下の家庭的保育事業所です。

まず、なぜ3歳以降の連携施設を確保しなければならないのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育の対象となる児童がゼロ歳から2歳であることから、当該事業での保育提供が終了後、受皿などとして保育所、認定こども園、幼稚園を連携施設として確保する必要があるからです。

○酒井委員

連携施設を確保しないと、3歳以降に待機児童になってしまうこともあり得るからであります。

今回、経過措置期間15年を経過するまでの間となっていますが、これまで経過措置期間についてどういった改正が行われてきたのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

経過措置期間につきましては、当初5年となっており、その後、平成31年、令和元年に10年となり、今回の15年の改正となります。

○酒井委員

当初から経過措置があり、5年延長、そして今回さらに延長というわけであります。もはやなし崩しとなっております。

ところで、令和7年第1回定例会で、家庭的保育事業等は本市に該当する施設はないとのことでありますが、特定地域型保育事業ではどうでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

本市におきましては、特定地域型保育事業の該当施設はありません。

○酒井委員

本市には該当する施設はないということでありますけれども、規制緩和中心の安上がりな保育ではなく、保育所等の拡充こそが必要なことを述べておきたいと思えます。

◎保育制度について

次に、保育制度について、一般質問から続けて、こども誰でも通園制度にとどまらず、保育全般について質問をいたします。

保育制度が複雑で分かりにくい、保育の施設の形態がいろいろで違いがよく分からない、国や自治体の保育施策の評価が難しいと様々な市民の声があります。

今回は、そもそも保育とは何かについて質問をいたします。

では、保育について児童福祉法ではどのように規定されているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

児童福祉法では保育の規定はありませんが、保育所については、児童福祉法第39条第1項で、保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とするとなっております。

○酒井委員

同様に、市町村の保育実施責任は、同法ではどのように規定されているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

児童福祉法第24条第1項で規定されていますので、そのまま条文を読み上げます。

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないとなっております。

○酒井委員

保育をしなければならないと明確に市町村の保育実施責任が定められております。

ところで、こども誰でも通園制度の一般質問では、これまでも問題が発生したときは、まず、事業者と利用者の

間で解決を図っており、国が定める重大事項については、市への報告義務があるほか、必要に応じて解決の支援を行ってきたところであり、市の責任が変わるものではないと市長が答弁しております。

これまででもというのは、1947年に制定された当時から現在まで市の責任が変わらないという認識でよろしいでしょうか。

**○（こども未来）子育て支援課長**

昭和22年当時の措置制度から現在の利用制度になり、制度的に変わってきている点がありますが、先ほどお答えした児童福祉法第24条第1項において、市町村の保育の実施責任が示されており、現在においても市の保育に対する責任は変わらないと考えております。

**○酒井委員**

2000年の社会福祉基礎構造改革で福祉を提供する仕組みの基本が、行政による措置制度から利用者と事業者の間の契約制度、利用制度に変えられました。

しかし、利用制度の下でも児童福祉法に市町村の保育実施責任を実績に残した意味は、私は大きかったと思います。

一般質問で伺いたかった趣旨は、措置制度と利用制度では責任が変わってきますということであります。

措置制度と利用制度の責任の違いについてお答えください。

**○（こども未来）子育て支援課長**

一般的には措置制度と利用制度の違いは、措置制度は行政庁が職権で必要性を判断し、サービスの種類、提供期間を決定する仕組みのことで、利用制度は利用者が事業所を選択できるものです。措置制度では行政庁の判断、責任が大きい反面、利用者の意向に沿えない場合もありました。

**○酒井委員**

一般質問の答弁の中で、一時預かり事業と同様の体制、安全についての配慮がなされているとの答弁がありました。

保育所や認定こども園の基準により劣っていても安全は確保されているかという認識かと質問したわけでありませんが、質問にお答えになられておりません。改めていかがでしょうか。

**○（こども未来）子育て支援課長**

一時預かり事業やこども誰でも通園制度における保育士等の配置基準につきましては、国において安全への配慮など様々な観点から検討された上での基準となっていると考えており、その点において安全は確保されていると考えております。

**○酒井委員**

ということは、本市では一時預かり事業並みに保育所や認定こども園の基準を下げても構わないといった姿勢なのででしょうか。

**○（こども未来）子育て支援課長**

保育所や認定こども園の保育士の配置基準についても、先ほど同様、国において十分に検討された上での基準となっていると考えており、あくまで国が定めた基準に従うことと考えております。

**○酒井委員**

ところで、2000年代の小泉内閣による地方分権、福祉の市場化、規制緩和路線によりまして、保育の責任は一気に後退したわけでありませう。

国が自治体に交付する公立保育所の運営費はどのようになったのでしょうか。

**○（こども未来）子育て支援課長**

公立保育所運営費の財源につきましては、これまでの国庫負担金を一般財源化したものです。

○酒井委員

使途を決めた補助金ではなく、使途を限定しない地方交付税として交付されたのもこの時期であります。

1989年の小樽市新総合計画、市民が創る・小樽未来21を見ながら質問しておりますけれども、当時の保育施設の現況、公立保育所、私立保育所、施設保育定員をお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

1988年4月1日時点でお答えさせていただきます。

公立保育所は施設数が8、保育定員が600人、私立保育所は施設数が13、保育定員が940人です。

○酒井委員

それでは、現在と比べるとどうなっているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

現在は、公立保育所は施設数が5、定員が338人、私立の保育所は施設数が12、定員が580人。そして、1988年当時はなかった認定こども園は、施設数は12、定員は556人となります。合計しますと、施設数は29、定員は1,474人で、比べると施設数は8施設増、定員は66人減です。

○酒井委員

結局のところ、民間では施設が増えたという話が出ていましたけれども、一般財源化により公立保育所の統廃合が進んだということだと思います。

さらに、2009年に誕生した民主党政権は、保育所、幼稚園の二元制度の見直し、利用者と保育所との直接契約と保護者への利用料給付制度の導入、事業内容、設置基準の多様化などが行われました。

この子ども・子育て支援システムの概要についてお示してください。

○（こども未来）子育て支援課長

制度の概要は、子ども・子育て支援関連の制度、財源、給付を一元化するとともに、制度の実施主体を市町村とし、国、都道府県等が制度の実施を重層的に支える一元的な制度として構築された制度です。

○酒井委員

このときに児童福祉法第24条1項を削除する案が出され、市町村の保育実施責任を削除することになることで大問題となったわけであります。

結局、児童福祉法第24条1項が復活した子ども・子育て支援三法が成立し、2015年度から子ども・子育て新支援制度、現在は子ども・子育て支援制度がスタートいたしました。

それでは、現行の保育制度は、子ども・子育て支援制度がベースになっているといった認識でよろしいでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

子ども・子育て支援法及び関連法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育ての支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援制度が平成27年4月にスタートしたものであり、現在の保育制度の基本となっております。

○酒井委員

新制度で大きく変わったのは、公費負担を利用料で給付する仕組みの導入であります。新制度以前は、保育施設に対して利用者数に応じて公費を投入する現物給付が基本でありました。

新制度では、どのように変わったのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

給付につきましては、保護者における個人給付を基礎とし、確実に保育に要する費用に充てるため、市町村から法定代理受領する仕組みとなっております。

○酒井委員

現金給付、個人給付の仕組みになったということではありますが、給付は利用者向けの給付ですが、施設が代理受領するとなっているため、これまでと変わらないように思います。

給付対象の施設でありますけれども、施設型ではどういった施設があるでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

保育所、認定こども園、幼稚園です。

○酒井委員

それでは、認定こども園ではどういったタイプがありますか。

○（こども未来）子育て支援課長

幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四つです。

○酒井委員

同様に、地域型保育事業ではどういった事業がありますか。

○（こども未来）子育て支援課長

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育です。

○酒井委員

地域型4事業で、本市で実施されている事業はどのようになっているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

本市におきましては、地域型保育事業の4事業で認可している施設はありません。

○酒井委員

新制度では、多様な施設、事業が制度化され、それぞれに異なる基準や条件が容認されました。幼稚園は、新制度の枠組みに入らないという選択肢もあります。認可外施設は、基準を満たせないと制度の枠外に残ります。新たに制度化された小規模保育事業などは、保育士資格者の割合などについて、認可保育所よりも緩い基準となっており、子供の保育に格差が設けられました。私は、子供の保育に格差が生じることはあってはならないと思います。

ところで、児童福祉法第24条1項に位置づけられる認可保育所は市町村の責任で保育が実施されますが、同法第24条2項に位置づく施設での市町村の責任はどうなっているのでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

児童福祉法第24条第2項に市町村の責任について規定されていますので、条文を読み上げさせていただきます。

市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないとされております。

○酒井委員

一般質問したこども誰でも通園制度には様々な懸念や問題が指摘されております。

第1に、こども誰でも通園制度、総合支援システムなど事業制度そのものが抱える課題であります。利用者は総合支援システムを使って空き状況を調べ、情報を入力し、予約することになっておりますけれども、子供や保育の安全が確保される担保はありません。

第2に、子供にとっての問題です。人見知りが始まり、親の後追いが激しい時期に慣れない場所で見知らぬ保育所に預けられる子供の負担は計り知れません。

第3に、受け入れる側の保育現場にとって、低過ぎる条件設定での実施が求められている問題であります。短期間保育や初めての子供を日々受け入れるには十分な体制と保育のスキル、経験が必要であります。一時預かり事業が広がらないのは、条件整備が不十分だからという現場の声があります。

第4に、公的責任の問題です。市町村の仕事は利用者の認定、事業者の認可、その後は利用状況を確認した上で

施設からの請求書を確認し、施設が代理受領する給付費を支払うことだけになります。

こども誰でも通園制度は、こうした保育関係者の懸念を払拭することが必須だと申し上げ、私からの質問を終わります。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時58分

再開 午後4時20分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○酒井委員

日本共産党を代表して、議案第6号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第7号小樽市家庭的保育事業等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について否決を求めて、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方、陳情第6号加齢による難聴者の補聴器購入の小樽市としての助成方について採択を求めて、討論いたします。

議案第6号、第7号は、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令のとおり適用するものです。ゼロ歳から2歳までが対象の小規模保育事業所や家庭的保育所事業において、3歳以降の連携施設を確保しなければならないとする規定に対し、経過措置期間をさらに5年延ばす内容で、これで2回目の延長です。さらに条件を延ばせば、そもそも卒園後の連携施設も保育士欠員などの場合の代替保育の連携も不要とする規制緩和です。

2015年に、子ども・子育て支援新制度が創設された際、導入された19人以下の小規模保育事業所、5人以下の家庭的保育事業所ですが、3歳の卒園時にまた待機児童になるという指摘を受けて、卒園以降の受入先として、連携施設が原則必須となりましたが、導入10年目にしてなし崩しとなりました。

委員会質疑で、本市には該当する施設はないとのことですが、規制緩和中心に安上がりな保育ではなく、保育所等の拡充こそが必要であり、本議案に賛成はできません。

陳情第3号です。陳情者が示すとおり、新光・朝里地区の人口は2万5000人余りにもなり、朝里小学校や朝里中学校の規模は後志管内随一の規模となっています。しかし、公的施設がないため、子供だけでなく住民相談対応も大変苦勞しています。当該地域にまちづくりセンターの建設はどうしても必要です。

陳情第6号です。加齢性難聴は認知症の危険因子の一つであり、その要望に取り組むことが重要です。加齢性の中度難聴者の補聴器購入には国からの補助はなされていません。市独自の助成が必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号について、採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### ○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は継続審査と裁決いたします。

次に、議案第6号及び議案第7号並びに陳情第3号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。